德島県告示第五百六十五号

づき、 の変更について届出があったので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基 指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号

| 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 構造判定部

東京都中央区日本橋二丁目一二番六号

変更後 構造判定部

東京都中央区日本橋二丁目一二番九号

三 変更する日

令和七年十一月一日